



計 画 書

東播都市計画地区計画の決定〔明石市決定〕

都市計画明石駅前南地区地区計画を次のように決定する。

名 称		明石駅前南地区地区計画	
位 置		明石市大明石町 1 丁目、本町 1 丁目及び東仲ノ町の各一部	
面 積		約 2. 2 ha	
地区計画の 目 標		本地区は、約 1 0 万人／日が乗降する J R 及び山陽電鉄明石駅の南に位置する。 本計画は、市街地再開発事業により形成される都市基盤について、良好な商業、業務、住宅、公共公益空間を創出し、明石市の玄関口である中心核としてふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	ターミナル機能を持つ駅前の利便性を活かし、商業や業務、住宅、公共公益施設等の様々な都市機能が複合的に集積した、健全で多機能な都市空間を創出する土地利用を図る。	
	地 区 施 設 の 整 備 の 方 針	市街地再開発事業により整備された広場や歩行者デッキ、建物内通路等の回遊性を高める施設について、機能の維持・保全を図り、安全でゆとりのある快適な歩行空間や交流空間の形成に努める。	
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	公共公益空間や住環境に配慮するとともに、うるおいとにぎわいのある市街地環境が形成され、明石市の顔としてふさわしい設えとなるよう、建築物等の用途・形態又は意匠による規制・誘導を図る。	
地区整備計画	地区施設の配置 及 び 規 模	広 場	公共広場：約 1, 0 0 0 m ² (地上 2 階、人工地盤上に設置し、施設建築物を含む。)
		その他の 公共空地	歩行者通路：幅員約 2 ～ 3 m、延長約 2 7 0 m (地上 2 階、人工地盤上に設置し、施設建築物を含む。)
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (S. 23. 7. 10 法律第 122 号) 第 2 条第 6 項及び第 9 項に掲げる営業の用に供するもの 2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		建築物等の形態又は意匠の制限	1) 建築物は、配置・形態・意匠・材料及び色彩等に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 2) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。 3) 屋外広告物は、自己の用に供するもの、公共的目的で設置するもの及び冠婚葬祭等の目的で一時的に設置するものに限定するとともに、美観を損なわないよう、位置・形状・面積・材料・色彩・意匠等に十分配慮したものとする。

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

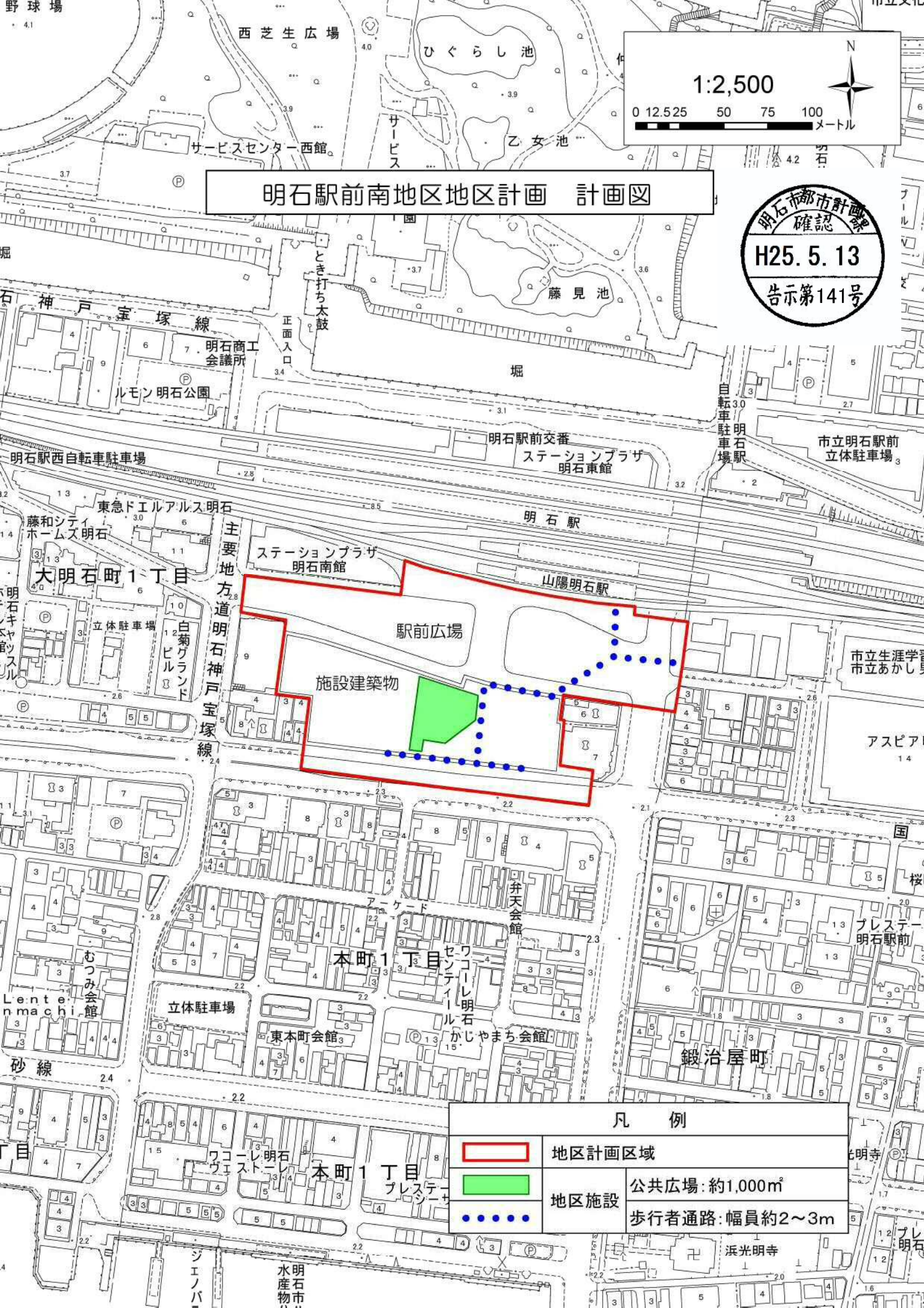
別添理由書のとおり

理 由 書

本地区は、ＪＲ及び山陽電鉄明石駅の南に位置し、駅前にふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新を目的として、「明石駅前南地区第一種市街地再開発事業」を進めている。

本市では、市街地再開発事業等の促進にあわせ、都心にふさわしい商業機能、文化・レクリエーション機能等の整備により形成される市街地について、市街地環境の悪化を防止するとともに、歩行空間や交流空間の整備等によるにぎわいとゆとりある海峡のまち明石としての市街地空間の形成を図るため、地区計画を決定する。





明石駅前南地区地区計画 計画図

明石市都市計画課
確認
H25.5.13
告示第141号

凡 例		
	地区計画区域	
	地区施設	公共広場: 約1,000㎡
		歩行者通路: 幅員約2~3m